

令和8年度中島村職員（資格免許職）採用候補者試験実施要領

中島村職員（社会福祉士：資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	社会福祉士
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

平成2年4月2日以降に生まれた者。（学歴は問いません。）社会福祉士の資格を有する者、又は令和8年3月末までに資格取得見込みの者に限ります。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上（令和7年6月1日以降は拘禁刑）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

①教養試験（高校卒業程度以上：知識分野 13 問、知能分野 27 問）及び適性検査（性格診断検査・職場適応性検査）

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

②専門試験

社会福祉士として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接・小論文による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第1次試験	令和7年 9月21日（日）	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～14:30 性格診断検査 職場適応性検査 15:00～16:00	福島市中町8番2号 福島県自治会館	令和7年10月中旬 から11月上旬頃、 中島村役場掲示板 に合格者を掲示す るほか、合格者に通 知します。
第2次試験	該当者に別途通知します。			

6. 合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。

この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本村役場総務課で交付します。

郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員（社会福祉士）採用試験申込用紙請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して（※受験票は切り取らないでください）、本村役場総務課に持参または郵送で提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「職員（社会福祉士）採用試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。

②受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。

（受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は、当日受験できません。）

(3) 受付期間

令和7年7月16日（水）8時30分から令和7年8月15日（金）17時15分まで。

郵便による申込書提出の場合は、8月13日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が来庁してください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1ヶ月間	中島村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参のこと。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 受験者は、昼食及び飲み物を持参してください。

(3) 試験当日の試験会場には駐車場がありません。

家族による送迎も会場周辺の混雑により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関をご利用ください。

(4) 受付時間は厳守してください。

(5) この試験に関し不明な点は、中島村役場総務課まで問い合わせてください。

郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。